平成２２年（フ）第３３５号
仙台市宮城野区燕沢２丁目10番43号　シティハイツ東仙台201
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
仙台市太白区富沢南２丁目23番地の５　ナイスアーバン富沢506
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
仙台市青葉区中山８丁目25番８号　メープルアーサ中山202
債務者　末永　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目６番11号
債務者　遠藤　敦士
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
宮城県登米市迫町佐沼字中江３丁目１番地７　アサヒハイツ101
債務者　佐々木景子（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
宮城県黒川郡富谷町明石台３丁目３番地８
債務者　田中　志津
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4541番地　町営矢頭団地Ｂ棟403号室
債務者　宮田　　努
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県水戸市千波町2809番地の２、旧住所茨城県水戸市酒門町4032番地の26
債務者　君山　政美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県鉾田市下冨田943番地
債務者　鬼澤　智子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
茨城県ひたちなか市殿山町２丁目５番12号
債務者　関根　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
富山県南砺市砂子谷36番地２
債務者　竹田　明信
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３７号
富山県高岡市長江1868番地　高岡スカイハイツ307号
債務者　浦　　新治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４７号
石川県白山市千代野東３丁目７番地４
債務者　西川　省治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１６１号
京都市伏見区羽束師志水町165番地の31
債務者　沼倉やす子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７７号
京都市山科区竹鼻サイカシ町６番地11　マルヤ荘２Ｆ東号室
債務者　増岡　郁美（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
京都市山科区西野山中臣町26番地145
債務者　川手　春子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
京都市山科区西野山中臣町26番地145
債務者　川手　祥生
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係